

茨城県歯科医師会 「脱タバコ宣言」

脱タバコ宣言文

茨城県歯科医師会は、県民の生涯にわたる健康づくりを歯と口腔の健康づくりの面から推進する役割を担っています。その中で、口腔に関連する生活習慣であるタバコ喫煙対策は、重要課題の一つとして位置付けられます。

喫煙とそれに伴う受動喫煙は、悪性腫瘍、呼吸器疾患、脳血管系疾患、消化器系疾患など全身の健康に悪影響を及ぼすことが科学的に明らかになっています。

喫煙は口からの吸入として行われるため、口腔領域に直接的影響を及ぼし、歯周疾患、口腔がん、う蝕、歯の喪失など、その被害は多岐にわたります。さらに、歯周治療、インプラント、抜歯等の術後の治癒経過に大きく影響し、歯科治療を困難にしています。

平成22年11月8日に施行された「茨城県歯と口腔の健康づくり8020・6424推進条例」には、県の基本的施策として『喫煙等による歯周疾患の影響対策に関すること』が明記されており、歯科医師会がタバコ喫煙対策を推進することは重要な責務であり、県民の健康に大きく貢献できるものと考えます。

このような背景のもとに、われわれ茨城県歯科医師会は、県民の口腔及び全身の健康とより良い歯科治療を確保するため、以下に掲げる行動規範を推奨することにより、「脱タバコ」をスローガンにタバコ対策を積極的に推進することを宣言いたします。

行動規範

- タバコ対策を推進する保健医療専門職の模範としての役割を担います。
- 歯科医療施設ならびに会主催行事を禁煙化し、受動喫煙対策を推進します。
- 会で認証する「禁煙支援・相談歯科医院」における助言と支援により、禁煙を推進します。
- 歯科専門職の教育研修プログラムに喫煙対策を含めます。
- 5月31日の世界禁煙デーの活動に積極的に参加します。
- 喫煙対策活動のネットワークに参加します。
- 歯科医師、ならびに歯科医療従事者の早急な「脱タバコ」を推進します。

平成24年12月5日

茨城県歯科医師会